○農林水産省告示第八百三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第四十五項第四号の規定に基づき、農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

一　次に掲げる障害により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの

(一)　次に掲げる視覚障害

1　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。）の和が〇・一以下のもの

2　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九〇パーセント以上のもの

(二)　両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

(三)　平衡機能の著しい障害

(四)　次に掲げる咀嚼（そしゃく）又は言語の機能の障害

1　咀嚼（そしゃく）又は言語の機能を廃したもの

2　咀嚼（そしゃく）及び言語の機能の著しい障害

(五)　精神の著しい障害

(六)　神経系統の機能の著しい障害

(七)　胸腹部臓器の機能の著しい障害

(八)　次に掲げる肢体不自由

1　上肢又は下肢の全部又は一部の喪失

2　一上肢又は一下肢の用を全廃したもの

3　一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの

4　両手の手指又は両足の足指の全部又は一部の喪失

5　両手の母指、示指又は中指の用を廃したもの

6　一手の母指及び示指の用を廃したもの

7　母指又は示指を含めて一手の三指の用を廃したもの

8　一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの

9　両足の足指の全部の用を廃したもの

10　長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの

11　体幹の機能に座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の障害を有するもの

12　脊柱の機能に著しい障害を残すもの

(九)　(一)から(八)までに掲げるもののほか、身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が(一)から(八)までに掲げるものと同程度以上と認められる程度のもの

(十)　(一)から(九)までに掲げるもののほか、老衰により農業に従事する能力が著しく阻害されているもの

二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの

(一)　一年以上の期間を要する入院

(二)　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設への入所

(三)　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム又は同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームへの入居又は入所（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者又は同条第二項に規定する要支援認定を受けている者が入所する場合に限る。）

(四)　介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設への入所

(五)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第九項に規定する重度障害者等包括支援、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練又は同条第十六項に規定する共同生活援助を行う事業に限る。）を行う施設又は同条第十二項に規定する障害者支援施設への入所

○農林水産省告示第八百四号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第八条第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が指定する工事を次のように指定する。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

一　高知県土佐市新居字池ノ浦二百三十七番地先から同県須崎市浦ノ内灰方字茅畦千百五十二番二十一地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

二　高知県土佐市宇佐町竜字南新浜五百五十八番二地先から同町井尻字日ノ谷口二百七十七番地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

○農林水産省告示第八百五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、風味調味料の日本農林規格（昭和五十年三月二十五日農林省告示第三百十号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十五年五月一日から施行する。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の風味調味料の日本農林規格により格付の表示が付された風味調味料については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風味調味料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十三年七月三十一日農林水産省告示第九百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月一日から施行する。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、畳表の日本農林規格（平成十九年八月二日農林水産省告示第千十七号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十五年五月一日から施行する。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）